

平成25年度 詳細審議地区に関する質問事項等・回答書

整理番号	25	事業名	岩木川流域下水道事業	委員名	阿波委員
地区名等	岩木川処理区			担当課	都市計画課
質問事項	<p>費用対効果分析における維持管理費の算出方法（算出根拠）についてご説明をお願いいたします。その場合、菅渠等の施設・設備の耐用年数を踏まえてご説明ください。</p> <p>また、一般に下水道事業は維持管理費の割合が比較的大きくなることが想定されますので、維持管理費縮減の取り組みについて教えてください。</p>				
回答	<p>1. 維持管理費の算出方法について</p> <p>岩木川流域下水道事業は、昭和54年度に事業採択され、昭和62年度に供用開始し、平成32年度の事業完了を予定しております。</p> <p>費用対効果分析における維持管理費の対象期間は、分析マニュアルに基づき供用開始から事業完了後50年間としています。当該事業の場合は昭和62年度から平成82年度までの84年間に発生する維持管理費の総額を算出し、社会的割引率を用いて現在価値化しております。</p> <p>費用対効果分析における下水道施設の耐用年数は、処理場・ポンプ場の土木・建築構造物及び管渠については50年、処理場等の機械・電気設備については15年と定められており、対象期間中に耐用年数を経過する施設・設備については改築・更新費用を計上しております。具体的には供用開始時に整備されている管渠については50年を経過した時点で入れ替えを行い、処理場内部の機械・電気設備については15年毎に更新するという考え方です。これらの改築・更新費用は維持管理費ではなく、管渠及び処理場の建設費に計上することとなっております。</p> <p>2. 維持管理費縮減の取り組みについて</p> <p>下水道はライフラインとして欠くことのできない都市の基盤施設であり、供用開始後はその機能を維持し、半永久的に運転管理されるものです。</p> <p>維持管理費の縮減にあたっては、施設の運転管理費のみではなく、処理場及び管渠等の改築・更新費用を含めて総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>運転管理費については、指定管理者制度を導入したことに伴い人件費及び電力使用量等の縮減を図っております。</p> <p>また、施設の改築・更新費用については、予防保全的な考え方を取り入れた長寿命化計画を策定し、その縮減を図っております。</p>				

平成25年度 詳細審議地区に関する質問事項等・回答書

整理番号	25	事業名	岩木川流域下水道事業	委員名	長利委員
地区名等	岩木川処理区			担当課	都市計画課
質問事項	<p>弘前市の単独公共下水道の汚水処理区を統合した理由について教えてください。</p> <p>雨水と汚水は分離されて処理しているのでしょうか。</p> <p>受益者からの徴収額と運営経費の収支について教えてください。</p>				
回答	<p>1. 弘前市単独公共下水道汚水処理区の統合について</p> <p>弘前市下水処理場は昭和48年度に供用開始し、すでに40年を経過していることから、施設の老朽化が著しく、改築・更新に多額の費用が必要になると聞いております。</p> <p>弘前市単独公共の汚水処理区域を岩木川流域下水道に編入することにより、市は下水処理場の改築・更新費用を削減することができます。また、岩木川流域下水道においては、処理水量の増加に伴うスケールメリットにより汚水の処理単価が低減され、市町村の負担が軽減されます。</p> <p>これらのことから、弘前市単独公共の汚水処理区域を編入するものです。</p> <p>2. 雨水及び汚水の処理方法について</p> <p>岩木川流域下水道は分流式を採用していることから、浄化センターには汚水のみが流入し、汚水処理を行っています。</p> <p>一方、弘前市単独公共下水道は一部区域において合流式を採用していることから、晴天時には汚水のみが流入しますが、雨天時には一部合流区域よりの雨水が流入します。これらを併せて汚水処理を行っています。</p> <p>今回の弘前市単独公共汚水処理区域の編入により、岩木川浄化センターで汚水処理、市下水処理場で雨水処理を行う計画となっております。</p> <p>3. 受益者からの徴収額と運営経費の収支について</p> <p>流域下水道事業は、従来の市町村単位での下水道事業に比較して広域的に整備することが経済的に有利であるとの観点から、県が事業主体となり2以上の市町村の下水を処理する事業手法です。</p> <p>このことから、県は岩木川流域下水道の処理場、ポンプ場及び幹線管渠の整備・維持管理を担当し、流域関係市町村は各行政区域内の下水管の整備・維持管理及び下水道使用料の徴収等を担当しています。</p> <p>岩木川流域下水道事業は県の特別会計で運営しており、建設費の財源は国の交付金及び地方負担金であり、地方負担金の全額を関係市町村から徴収していま</p>				

す。

また、維持管理費については、当該年度に必要となる額を市町村から徴収しています。

このことから、県の一般会計からの操入等がないため、県の運営経費の収支としては均衡しております。

なお、関係市町村においては、各行政区域内の下水道整備事業費及び県への負担金が必要となることから、受益者である住民から下水道使用料等を徴収し運営にあたっております。

平成25年度 詳細審議地区に関する質問事項等・回答書

整理番号	25	事業名	岩木川流域下水道事業	委員名	田村委員
地区名等	岩木川処理区			担当課	都市計画課
質問事項	平成24年に「青森県汚水処理施設整備構想」の見直しが行われた。本事業において、見直し内容はどの部分に反映されているのか。				
回答	<p>『青森県汚水処理施設整備構想』は、下水道、集落排水、合併浄化槽等の各種汚水処理施設の整備方針について、県全域を対象として平成9年9月に策定し、社会情勢等の変化を踏まえて平成16年3月に第1回見直し『第2次構想』、平成24年2月に第2回見直し『第3次構想』を行っており、下水道事業の『全体計画』と密接に関係する計画です。</p> <p>岩木川流域下水道事業の最新の全体計画は、『青森県汚水処理施設整備第2次構想』を基に全体計画の汚水処理人口と汚水処理区域を見直しして平成21年度に策定したものであり、これにより岩木川流域下水道事業を進めております。</p> <p>なお、『第3次構想』の見直し内容を受け、平成25～26年度にかけて『全体計画』の変更作業を進めてまいります。</p>				

平成25年度 詳細審議地区に関する質問事項等・回答書

整理番号	25	事業名	岩木川流域下水道事業	委員名	藤田委員
地区名等	岩木川処理区			担当課	都市計画課
質問事項	<p>第1回目の評価委員会で、汚水処理区域として弘前市が変更編入されたと伺いました。</p> <p>全計画地域の汚水処理人口はどのくらいで、新たな区域としては何人増えて、結果として1万6千人の増があったという説明および新たな区域を加えることとなったいきさつをお伺いしたい。</p> <p>なお、一般的にどのような条件下で計画地域の変更がなされるのかも伺いしたいです。</p> <p>また、今後過疎化が進んでいる地域における下水道事業の対応方針があれば、教えてください。</p>				
回答	<p>1. 汚水処理人口の見直しについて</p> <p>岩木川流域下水道事業の事業計画を見直した結果、汚水処理人口は前回評価時の219,290人から今回は235,600人となり16,310人増加しました。</p> <p>市町村別の内訳は下表のとおりですが、新たに岩木川流域下水道に編入される汚水処理区域の処理人口は弘前市単独公共の39,900人、旧相馬村特環公共の2,000人の計41,900人となっています。</p> <p>また、既存の汚水処理区域の処理人口は25,590人減少しており、合計で16,310人増加しました。</p> <p>汚水処理人口 市町村別内訳 (計画年次：平成32年度、単位：人)</p>				
	市町村名		前回評価時 (A)	今回評価時 (B)	増減 (C = B - A)
	青森市		13,750	13,800	50
	弘前市		118,900	100,800	▲18,100
	(弘前市単独公共)		-	39,900	39,900
	(旧相馬村特環公共)		-	2,000	2,000
	黒石市		32,800	30,400	▲2,400
	平川市		23,490	22,100	▲1,390
	藤崎町		7,800	7,300	▲500
	大鰐町		6,900	5,100	▲1,800
	田舎館村		7,100	6,600	▲500
	板柳町		8,550	7,600	▲950
	合計		219,290	235,600	16,310
	【参考】弘前市単独公共及び旧相馬村特環公共を除く場合			193,700	▲25,590

## 2. 新たな区域の編入について

弘前市下水処理場は昭和48年度に供用開始し、すでに40年を経過していることから、施設の老朽化が著しく、改築・更新に多額の費用が必要になると聞いております。

弘前市単独公共の汚水処理区域を岩木川流域下水道に編入することにより、市は下水処理場の改築・更新費用を削減することができます。また、岩木川流域下水道においては、処理水量の増加に伴うスケールメリットにより汚水の処理単価が低減され、市町村の負担が軽減されます。

これらのことから、弘前市単独公共の汚水処理区域を編入するものです。

## 3. 下水道計画地域の変更及び過疎化地域への対応方針について

下水道計画地域の変更・変更は、市街化区域の変更や住宅団地など新たな開発区域の状況を踏まえて、市町村が判断することになります。

県は関係市町村の意向を踏まえるとともに、下水道、集落排水及び合併浄化槽等を所管する関係部局との調整を図り、全県的な整備方針として『青森県汚水処理施設整備構想』を策定しており、社会情勢の変化等に対応して適時計画を見直ししております。

人口減少に伴う過疎化地域への対応については、集落排水の統合、下水道又は集落排水から合併浄化槽等へ計画変更等を行うことなどにより、最適な汚水処理方法を採用することとしております。